

岩手県医療局管理規程第10号

医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県医療局長 田村均次

医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程

医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(病院の長委任事項)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、中央病院附属大迫地域診療センターに係る第1項（次条に掲げる事項を除く。）及び前項に掲げる事項については、<u>北上病院長</u>に委任するものとする。</p> <p>(病院附属診療所の長委任事項)</p> <p>第3条 病院附属診療所の所掌に係る事務に関し、当該病院附属診療所の長に委任する事項は、<u>前条第1項第11号及び第15号から第22号までに掲げるもののほか、利用料、使用料、手数料、固定資産及び不用品の売払代金その他の収入金（診療契約利用料等を除く。）を徴収することとする。</u></p> <p>(企業出納員委任事項)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前項</u>の規定にかかわらず、中央病院附属大迫地域診療センターに係る同項に掲げる事項については、<u>北上病院</u>の企業出納員に委任するものとする。</p>	<p>(病院の長委任事項)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、中央病院附属大迫地域診療センターに係る第1項（次条に掲げる事項を除く。）及び前項に掲げる事項については、<u>遠野病院長</u>に委任するものとする。</p> <p>(病院附属診療所の長委任事項)</p> <p>第3条 病院附属診療所の所掌に係る事務に関し、当該病院附属診療所の長に委任する事項は、<u>医療費に関する証明その他軽易な事実を証明することとする。</u></p> <p>(企業出納員委任事項)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>第1項</u>の規定にかかわらず、中央病院附属大迫地域診療センターに係る同項に掲げる事項については、<u>遠野病院</u>の企業出納員に委任するものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。